

Title	二十世紀初頭アメリカにおける自由放任主義、革新主義と福祉資本主義について
Sub Title	Laissez-faire, Progressivism, and Welfare Capitalism in early Twentieth century America
Author	山口, 房司(Yamaguchi, Fusashi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1996
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.65, No.3 (1996. 1) ,p.39(199)- 61(221)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19960100-0039

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

二十世紀初頭アメリカにおける自由放任主義、 革新主義と福祉資本主義について

山口房司

(一) はじめに

近時、前世紀末からニューディール直前までの合衆国像を確立したいとの願望から、経済学からも法学からもそれぞれ保守派、リベラル派と呼称される人々の間に活発な論争がみられる。より具体的にはシャーマン反トラスト法制定に象徴される疑いもない独占の台頭期（一八九〇年代）と、大恐慌・ニューディール期までのアメリカ像をどのような方法論で、どのようなトピックスで描くかという問題である。

この期の激的な動き、改革を求める革新主義と、一九世紀型自由放任主義の確執、その間一見前者が勝利したかにみえた時、後者が二〇世紀的仮装をまとうて登場反撃を加えるなど、アメリカ社会時計の振子は左右に揺れ

戻しを経験した。急激な産業化、都市化、移民の流入等々は、それに伴なう様々な利益グループを誕生させた。そしてそこには伝統的な価値観の崩壊現象がみられた。このようないわばカオス的狀況を同時代人の中にあつて、多分最も眼力ある社会批評家の一人W・リップマンはこのような世紀転換期の渦中に自らを置いて次のように表現した。アメリカ文明は糸目から綻びつつある、「財産権の尊厳性、家父長的家族、世襲的カスト、原罪の観念、権威に対する服従心——要するに年を経た岩石が突然我々に襲いかかつてきている」⁽¹⁾。彼はこの期の文化には、まさに一九世紀の正統派的信念の崩壊を明確に示す諸兆候がみてとれると警告したのである。

然らば崩壊しつつある一九世紀的価値観に代って新しい価値観が穴埋めとして登場していたか。むしろその逆

であつて新しく登場したのは諸悪ばかりであつたという。それは一般大衆に訴え、且つその感情を代弁する新聞各紙のアジテーションにみてとれる。“money trust”による寡奪的慣行、スラム住居区域の地主の虐待、児童労働の残酷さ等々。また大衆集会では性犯罪の横行、暴漢の出没、社会主義急進派を自称する人々の商品略奪が報告されたし、街路ではロシア正教徒の青空市場、イタリヤ移民のアナクロ・サンディカリズム、ユダヤ人の貧しさ——これらはいずれもリップマンがとりあげた「漂流」^{ドリフト}のカオスの実例であり、その中でいずれが「主導権」^{マスタリー}を手中にするか模索していた状況であつた。一方、エリート達も自らが最早や社会階層の最上部に属するとは考えられない危機感を持つていた。

一九二二—一九一六年はトラスト、産業的民主主義、社会的公正といった言葉が縦横に飛びかつた時代であつた。これらのキーワードは中産者、労働者階級にその源を發する大衆運動対エリートとの間のリーダーシップをめぐる闘争ともみられた。また一九世紀的自由主義対公益の名の下における私的權益を国家の規制対象に入れることを考へた革新的自由主義間の戦いとも評された。然しいずれにしるこのような新しい問題と、多数の利益集

団の出現は、少なくとも歴史家にとつてはアメリカ史を従来のように階級間対立、地域間衝突、^{“outs”}、^{“ins”} 対闘争とコンセンサスといった両極^{ポラリティ}を措定して時代、社会相を描くという手法は通用しないことを痛感させた。方法論上のこのような難題に何らかの処置を与えない限り、歴史家の作業は単なる事実の収集、「知識の屑籠づくり」に墮すしかない。扱ふ時代がまさに「興味津々」、「注目に値する」⁽²⁾期であればある程、それ丈何らかの方法論を以て、このカオスの中から「アメリカ像」を描く必要が一層求められる。本稿は従来の両極措定的手法を一部援用しながら、この期のアメリカ理解の手懸りを探る作業の一環として位置づけられる。

すでに一九五九年、経済学者D・E・S・メイソンは後年（一九六七年）J・ガルブレイスが主張した“technological imperatives”は必然的に巨大企業の出現を要求するとの考えを先取りするかのよう⁽³⁾に、近代企業法人は「産業化社会の不可避的産物」である⁽⁴⁾と述べていた。両者の考えは正しかつたと言えるかも知れない、ただメイソンの言う「不可避性」や、ガルブレイスの主張する「科学技術決定論」^{テクノロジカル・デターミニズム}が個々の事例に、細微に至るまで適用しうるか否かは別の問題である。ただ彼らは産業

化諸社会は構造において、その国家が本質的に資本主義的であると社会主義的であるとを問わず、類似の経済的諸制度を作出する傾向があると主張しているのである。

また両者がそう言ったからとて、彼らが必ずしも“corporation”の定義を分明にした訳でもない。筆者がここで特に注意を促したいのは、その定義の可成りの曖昧さにも拘らず、両者の主張する産業化社会が世紀転換期から今世紀にかけての合衆国で、後に示す通りの数字を伴って実現したこと、そしてそれは経済諸制度、即ち国家の性格自体にも変化を厳しく求めたという事実の指摘である。

その「変化」はどう定義されるべきであるか。その内容はともかく、アメリカ人が「現在は集団的行動の時^{コレクティブ・アクション}」であると感じとつたのは、メイソンよりも更に早く経済学者J・R・コモンズと共に一九五〇年のことであつた。⁽⁵⁾そしてその政治的・経済的行動は協調組合、企業法人的と呼ぶべきものであつた。更にH・C・アダムズの一先ずの定義に従えば、「歴史的にみて、私的利益に訴えることを通じて、公共の目的を達成すべく法律によって創出された一個の法人」活動であつた。⁽⁶⁾アダムズのこの主張と彼の書名に触発されたR・マリスは、

きつかり十年後にその適用を西洋全体にまで拡げる試みを企てた。即ち西欧民主国家の産業資本は最早や「公共」と「私企業」との両クラスに分解されてはいなく、むしろ「公共」、「私企業」、「コーポレイション」の三者により構成される。そしてこのコーポレイションは「私企業」と紹介されることを好むが、それはその正体を隠蔽したいとの願望であつて、実体は厳然と第三極としての存在を示していると主張した。⁽⁷⁾そして今日、我々は更に次の段階の概念「コーポリット・リベラリズム」合衆国を持つに至つて⁽⁸⁾いる。

本稿は高度の産業化が国体の変化を求めたこと、その変化に対応すべく合衆国憲法はW・ウィルソンが指摘したようにニュートン的ではなくダーウイン的であることを自証したこと、即ち合衆国憲法はごく少数項目の附加と修正によってそれに対応しようとしたのではなく、連邦裁判所の諸判決によってこれに⁽⁹⁾応じてきたこと、従つて判例研究は極めて重要であることを自明の前提としている。またほぼ同時期、アメリカに首位の座を譲ったイギリス、合衆国に並ぶ程の経済発展を成就したドイツとの比較考察は極めて有用であるが、それは筆者の重視する法制的アプローチと共に別稿に譲る。

注

- (1) Walter Lippmann, *Drift and Mastery: An Attempt to Diagnose Current Unrest* (1914, 1961), p.16.
- (2) Alan Dawley, *Struggles for Justice. Social Responsibility and the Liberal State* (1991), pp.vii-viii, 141-142.
- (3) John Galbraith, *The New Industrial State* (1967).
- (4) Dean Edward S. Mason (ed.), *The Corporation in Modern Society* (1959), p.1.
- (5) John R. Commons, *The Economics of Collective Action* (1950), p.302.
- (6) Henry Carter Adams, *Relation of the State to Industrial Action, and Economics and Jurisprudence* (1954), p.145.
- (7) R. Marris, *The Economic Theory of "Managerial" Capital* (1964), p.13.
- (8) 多分これについての最も良き紹介は次の高橋論文である。高橋章「コーポリット・リベラリズムの展開とハーバート・フーヴァー」関西アメリカ史研究会編著「アメリカの歴史(下)」昭和五七年。See also Arthur S. Miller, *The Modern Corporate State. Private Governments and the American Constitution* (1976).
- (9) See for example, Morton Keller, *Regulating a New Economy. Public Policy and Economic Change in America, 1900-1933* (1990), Chapter 2: "Regulating Trusts," esp. pp.20-23.

(二) 福祉資本主義の前奏

ともかく合衆国は今世紀初頭から疑いもなく「ずっと協調主義的国家への道を行ってきた」⁽¹⁾。世紀転換期以降の激変は、独りアメリカに留まるものではなかった。歴史家E・ホブスバウムによれば、この期殆んど西欧諸国はそれぞれ規模の大なること、速度の急なることにおいて、それ以前とは比較にならない程の変化を経験したが、その出発点は「今日我々の時代の諸特長は、時として全く唐突にはあるが、一九一四年以前の数十年間にその源」を見出しうる。⁽²⁾ ドイツも同様の展開をみせたが合衆国の急成長ぶりは群を抜いていた。それは一般的に保守的心情を持つ人々、特に首位の座を追われたイギリスの一銀行家には「ヨーロッパに対するアメリカの「経済的」侵略の「脅威」と映るほどのものであった。⁽³⁾

国外から見たこの全国都市銀行会長F・A・ヴァンダーリップが抱いた恐怖感は、ホブスバウムによればアメリカ「帝国の時代」と捉えられたが、国内的に見ればアメリカ史家R・ホフスタッターのように「改革の時代」として理解される。今や古典ともなったその著に、この「脅威」に反応した革新主義運動を、彼は「組織さ

れた「例えば独占のもたらす」諸結果に対抗した未組織者の不満」の発動と見た。⁽⁴⁾それと全く拮抗する視点からこの期の像を提供したのはR・H・ウィービの「秩序の探索」であつた。彼によれば、この期合衆国は公私両域において管理主義、行政・官僚制に依存し合う度合を深めていった結果、公的政策の主たる推力は、未組織がもたらす諸結果に対する組織化のイムパルスが拡大し、それが国家の運営を左右した時期——独占が顕著な時代であつた。⁽⁵⁾

幾つかの留保を附せば、彼のアプローチを支持する様々な数字を探するのは容易である。またそのアプローチの有用性と見解が、近代合衆国の生活・制度に関する理解を拓げたことは否定できない。世紀転換期のリアリティは一般に次のように了解することができる。即ち少数の強力な組織体に経済力の苛惜ない集中がみられ、それに附随して権威側の政策立案と選択の幅が狭められていった。例えば一九〇四—一九三九年にかけて、毎年、企業の「集中」がどのような威力を發揮したかは、トッブ一八万四二二〇施設が製造産品の総価値の少なくとも九九%を占め、更にこれらのうちの十分の一、即ち一万八四二二三工場が総価値の七五%強を占めたという数字に

示される。⁽⁶⁾経済力集中に関するこの数字については、前述の施設及び製品が同一のものであつたか否か、換言すれば「独占」体の中にも栄枯盛衰がみられ、脱落した組織体もあつたのではないかとの疑問符が附される可能性はあるとしても、⁽⁷⁾凄まじい独占、集中という現象が存在したことには変りはなかつたと言えよう。突きつけられたこのような経済実体の存在、しかもこのような実体が極めて短期間内に出現したことがアメリカに与えた衝撃を二重のものにしたという事実注目する必要がある。

ビッグ・ビジネスはアメリカ産業資本主義の機関であつた。以後巨大・集中・統合に対する怖れと、同時に規模の大なることがもたらす効率性、それが大量消費市場に奉仕的な側面を有することの厭念なしの実感、大企業のみが提供しうるこのようなメリットと独占の諸悪——相反する感情の併存状況は不可避的であつた。政治、法律、大衆、政府はこれらの新しいテクノロジーの利害と、それに伴なつた新しい諸問題への、のっぴきならぬ対応を迫られたのである。

関心をほぼ同時期、農業は長期の衰弱的不況の只中であつたとするホフスタッターの問題提起に引戻してみる。彼によればポピュリズムに代表される右のような巨大企

業に対する「感情的な」抗議運動は、農業も亦ビジネスとして遇さるべきだとの主張をもって政治行動として登場したことになる。⁽⁸⁾

問題は以上の分野に留まらない。大企業の出現と、それが求めた労働力の問題が加えられねばならない。大量移民をベースにした多数の未熟練労働力は、労働界内部における熟練労働力との内部衝突を抱え乍ら、従来の労働関係をよりとげとげしいものにした。労働の本質、労働の形態、労働の管理体制、労働に向けられた世論の動向等々が、従来とは比較できない複雑で相互脈絡の様相をとって出現した。それらは独り資本に留まらず、政治全体がどのように対応すべきかを迫った。

これら諸問題に同時代人はどのように対処しようとしたか、また史家はそれらをどう解釈すべきか。過多ぎみの諸解釈はさし当り次のように整理できる。即ちこの期の公共政策は反巨大ビジネスの革新的なものか、それとも親ビジネスの保守的なそれか？或いはコーポラティヴ（大企業にくみする国家）なのか、コーポリット・リベラル（巨大企業と一部提携しながらも、その扼からの脱却も意図する国家）なのか？さらに革新主義は未組織者、組織体のいずれに奉仕するものであったのか？

各分野における激変ぶりは確かであり、従ってそれへの各界からの対応も多様たらざるをえなかった。見落してならないのは、この激変はありながらも、従来からの価値観、利害関係、そして手続きの・構造的慣行も厳然と併存していた事実である。例えば決して失なわれることのないレッセ・フェール信奉の制度的、イデオロギー的「継続性」と「激変」とはどう共生、もしくは抵触するのか？さらに合衆国のいま一つの特質「多元主義」と、一見それに矛盾するかにみえる「独占」乃至は寡占は如何なる状況にあったか？確かに新しい経済事情は寡占の傾向を強く示したが、それは権威を益々より少数の、より強大な企業或いは企業家に集中させてしまうという結果には直線的にはつながらなかった。そうではなく、近代アメリカの経済規制諸策は、イデオロギー、諸利害、諸問題、諸制度の拡大と攪乱の中から生れた集合体として視認される——約言すれば、新経済事情はアメリカをして益々多元主義国家たらしめたのである。

従ってそれへの解釈もまた多様でありえ、且つそれらを全的に否定も肯定もし難い状況を生ぜしめている。それ故に群盲撫象の前に、ここで一先ず先学の足跡を一瞥するのは有用と思われる。

経済成長の神話もしくは確信は、アメリカの伝統とも言えるものである。史上、定期的な不況期を経験しながらも、このアメリカ的信念を再確認させた幾つかのブーム期があった。そしてアメリカ人を大いに満足させたその典型的時代は、一九世紀末から今世紀第一世代がその一つである。この期アメリカは産業的生産において既にライヴアルに追いつき、生産は更に増加を続けていた。古き良きアメリカ的楽天主義ありとすれば、誰もがこの期を措定して差支えないであろう。しかしこの楽天主義は当たっていない。何故なら、より正しいアメリカ的信念「物質的增加と人間的発展の自然な結びつき」⁽⁹⁾が激しく揺ぶられたのも、この期だったからである。

黄金時代を築きつつあると思われたこの期、アメリカ人が楽天主義に酔い痴れたのも事実ならば、恐怖を覚える程の将来に対する不安、それを裏づけるかのような闘争の激化を経験しつつあったのも同様に事実である。それは農業を始め産業各分野における諸闘争のうち、巨大トラストとこれ亦巨大な反トラスト運動、巨大労組との間の激突一例をあげただけで十分であろう。ケラーの言う爆発的状况が、巨大企業の独占、強大な生産力、市場支配力にみてとれると同時に、ブランドスの言うこれと

直接的に対抗する労働界の巨大性、過激性も実際に生起した。⁽¹⁰⁾イデオロギーの激変期であると同時に、旧来のアメリカ的伝統の顕現期であり、まさに保守と革新の両極が互いに支持者を糾合しあつた時期であつた。

ここでは巨大トラストと、それが必要とした大量の移民をベースにした巨大労働力との対立を軸に、これを緩和し偽購する一方法としての福祉資本主義を例にとり、アメリカの制度的、イデオロギー的「永続性」^{パシステンス}と「多元主義」^{マルチリズム}を採りあげる。

労働者——移民にとつてのアメリカン・ドリーム実現の舞台アメリカを当時産業界のトップJ・D・ロックフェラー二世の演説(勿論、誰もが無条件に信じはしなかつたが、確かにそのような一面も併せ持っていた)は現況を次のように概括した、「産業界に新しい時代の曙光が射しこんできた」。同様主旨の発言はU・S・ステイルの会長E・H・グレイにもみられる、曰くアメリカの企業家は労働者と「相互に益し合う仕事」、「社会的作業」、「共同体的事業」、或いはより良くは「福祉的作業」乃至は「進歩的作業」と呼ばれうる「奉仕部門」の福音を具現化する大覚醒の時代、即ち福祉資本主義をアメリカにおいて実現した、と誇つたのである。⁽¹¹⁾

勿論、これら巨大企業トップの宣伝文句を十全に信じた者は多くない。それどころか、この期「アメリカの労働者が幸福ではなかったことを示唆する証拠はふんだんに存在した」のである。⁽¹²⁾労働者の反応もそれに呼応する。

怠業、無断欠勤等の抵抗形態のうち、コスト意識の高い企業家にとって、最も厄介なのは言うまでもなくストライキの頻発であった。一八八〇—一九〇〇年にかけて、一七七〇〇以上の企業体がおよそ二万三〇〇〇回のストライキに見舞れた。それは二〇年間、一日平均三回の新しいストライキを経験したことを意味する。⁽¹³⁾これがもたらす経済的損失の深刻さもさることながら、それ以上にストライキはしばしば暴力を伴った。従ってそれに対応して企業もそれを上まわる暴力装置を準備・使用せねばならなかった。つまり労使ともにそれを生み出す潜在的能力に警戒心・猜疑心を日常的に抱きあつて同一の経済単位内で生産もしくは流通サーヴィスに従事しなければならなかった。それが問題をより深刻化させていた。

解決策の一つとして所謂威^{ビグ・ステイック・ポリシー}圧政策を採った企業は少なくない。ジョージア州の繊維業者オスカー・エルサスが臆面もなく「手許に対応すべき人材がいな

う緊急事態におかれたら、私は直ちに銃をとり彼らをなぎ倒す」と言い放った体制である。実際、会社は兵器庫を有し、銃及びあらゆる種類の武器を擁した。五つの鉱山の支配人R・L・アイルランド二世の次の証言は決して例外的なものではない、「我々は機関銃、散弾銃、それにライフルを所有している。また催涙ガスを装填した催涙弾、毒ガスを発射するフェリー・ピストルや爆弾を所有している」、さらに装甲列車や「殺人専用^{デス・スペシヤル}」と呼ばれる装甲車を持ち、それに多くの「スト破り」を搭乗させた。⁽¹⁴⁾このようにしても会社の「財産」が常に護られた訳ではない。軍隊の投入も再三であった。労働者の抵抗・攻撃も当然激しかった。⁽¹⁵⁾

流血は不可避であった。一八七七年の鉄道大ストライキでは数百万ドルの物的損害の他に、何百人もの負傷者と多くの死者をみた。ウエスト・ヴァージニア州マーティンスバーグでは九、シカゴでは一三、ピッツバーグでは二六人が殺害された。或る見積りによれば、一八七五—一九一〇年にかけて諸州の民兵がストライキ鎮圧のため計五〇〇回出動したという。

一九一九年九月、賃上げの経済的闘争が頂点に達し、事実上の「軍事的衝突」にまで至ったウエスト・ヴァジ

ニアの鉱山争議では、五〇〇〇人の鉱夫がローガン郡へと行進し、その地において組合結成を計った。そのうちの完全武装した九〇〇人の鉱夫たちに職場復帰を説得した州知事J・J・コーンウェルは後日、連邦議会で次のように証言した。度重なる説得の過程で、「およそ五〇〇〇挺ものライフルが月光に輝いている様は、まるでダントの『地獄』をみるようであった」と。⁽¹⁶⁾

労使は衝突の道を歩み続けるのか？ 放置すれば社会革命にまで至るのか？ アメリカ人があのように高く評価してきた「経済発展」はどうなるのか？ 経済発展と人間の権利「自由・平等」とは自然に結合するというアメリカ的伝統・神話はこの危難に耐えうるか？ 同時代人はこれら諸問題に苦悩し、その多くは企業側に非ありとして、ビジネスが体質改善に努めない限りこの状況を脱し、公正にして思いやりある体制はアメリカにおいて実現されえぬとした。かくて経済の巨人化と労働の巨大化——厳しい労使関係は経済問題たるに留まらず社会問題にと展開していったのである。

これへの解決策として今日、我々が一般に福祉資本主義と理解する着想が脚光を浴びた。もっとも産業界の「福祉主義」はこの期に始まったものではな

い。A・ジャクソン大統領により「アメリカ製造業の父」と綽名をおくられたS・スレイター、そして彼が一七九〇年綿紡機による機械製造方式を導入して以来、慢性的に不足傾向にある労働力に対しその待遇に留意せざるをえない環境下、いわばこの概念は建国と同時に発している。しかし近代の意味での福祉主義はこの期、さらに限定的に言えば、およそ一九〇五年には成熟状態に達しつつあったとされている。⁽¹⁷⁾ それ故、我々がこの問題を理解するに当り、同時代の研究家、それ以後の歴史家が前述の事態をどう捉え、如何に解釈し、如何なる解法を提言してきたかを摘記する作業は有用と考える。然してその考察軸はアメリカ史におけるアメリカ的価値の「永続性」と「多元性」におかれる。

注

- (1) Daniel Fusfeld, "The Rise of the Corporate State in America," *6 Journal of Economic Issues* (March 1972), 1.
- (2) Eric Hobsbawm, *The Age of Empire, 1875-1914* (1987), p.7.
- (3) Keller, *op. cit.*, p.8.
- (4) Richard Hofstadter, *The Age of Reform: From Bryan to F. D. R.* (1955), p.214.
- (5) Robert Wiebe, *The Search for Order, 1877-1920*

- (1967), pp. xiii-xiv.
- (9) Martin J. Sklar, *The Corporate Reconstruction of American Capitalism, 1890-1916. The Market, the Law and Politics* (1988), p. 46n. 4.
- (7) Keller, *op. cit.*, p. 5.
- (8) Hofstadter, *op. cit.*, p. 94.
- (6) これは抜きがたいアメリカ的信念の最たるものの一つである。たとえば Grady McWhiney は再建期をとりあげ、この期が「アメリカニズムを解く指標」として最適であるようにする。Do, "Reconstruction: Index of Americanism," in Charles G. Sellers, Jr. (ed.), *The Southern as American* (1966), pp. 89-103.
- (10) Keller, *op. cit.*, p. 8; Stuart Brandes, *American Welfare Capitalism, 1880-1940* (1976), pp. 1-3.
- (11) *Ibid.*, p. 10.
- (12) *Ibid.*, p. 1.
- (13) G. W. W. Hanger, "Strikes and Lockouts in the United States," 9 *Bulletin of the Bureau of Labor*, pt. 2, no. 54 (Sept. 1904), 1099.
- (14) Brandes, *op. cit.*, pp. 2-3, 149n. 2.
- (15) たとえば次の拙稿参照「ギルド・エイジにおけるプルマン・ストライキについて—ポイコット、連邦介入、州主権の問題」史学第五九卷一号（一九九〇年三月）。
- (16) *Congressional Record*, 66 Cong., 2d sess., 1920, 44, pt. 1, p. 31.

(17) Brandes, *op. cit.*, pp. 10-11.

(三) 福祉資本主義をめぐる諸学説

最初に当時の合衆国が了解していた「福祉」を確認しておく必要がある。それを最もよく定義したものと一般に受容されているのは、一九一九年合衆国労働統計局が表明した見解である。曰く「産業にとって不可欠でもなく、法律によって求められてはいないが、被雇傭者に支払われる賃銀以上の、そしてそれを越える程の、知的もしくは社会的な快適性と改善をもたらす全てのもの⁽¹⁾」。この公的機関の定義と、前述の産業界リーダー達が描いてみせたバラ色の宣伝と、それとは全く逆の「軍事的衝突」とも形容される厳しい労使対立の実在⁽²⁾とが考察の前提である。

独占の台頭期からおよそ大恐慌にかけての期間、同時代の研究者、ポピュリスト、革新主義者、社会主義者、旧式の自由主義者など、改革派乃至急進派は大企業勢力の圧倒的優位に眼を奪われすぎた傾きがある。その典型は例えば次の二者である。J・チェムバレン「改革への訣別」（一九三二年）、M・ジョセフソン「大統領をつく

る人々」(一九四〇、一九六四年)⁽³⁾。両者は大恐慌の衝撃の真只中で出版された故に、二〇世紀初頭の圧倒的リアリティは巨大企業と巨大政権との間の不浄な結託であるとした。その文脈にあつては、T・ローズヴェルト、W・H・タフト、W・ウィルソンの諸大統領は代表的な共謀者として描かれる。両著の長い副題が示すように、この期はアメリカの革新主義、啓蒙主義にとつては悲しむべき時代であつた。

然しながら、FDRのニューディール政策にみられる反トラスト、巨大企業改革諸施策の復活⁽⁴⁾、第二次大戦におけるナチズムに対する自由主義的民主主義の勝利、大戦後の相対的な経済繁栄が前二者の見解への支持を弱体化させた。次の諸著を例示しうる。E・ゴールドマン「運命との出会い」(一九五二年)、A・リンク「ウッドロー・ウィルソンと革新主義の時代」(一九五四年)、G・モーリイ「セオドア・ローズヴェルトの時代」(一九五八年)。これらの諸著は革新主義を再び革新的たらしめた作業である。⁽⁵⁾中でもR・ホフスタッター「改革の時代」(一九五五年)は、革新主義運動の源泉を下からの急進派の脅威と、財閥による上からの圧迫との中間に求めることによって、搾取される労働者と搾取する資本

家というマルクス主義的思考をより拡げて、その地位を脅やかされる中産階級に止目した。⁽⁶⁾右はいずれも五〇年代の著であることに留意しなければならない。

六〇年代の研究者は、五〇年代の史家とは全く異なつた経験を持つた。合衆国は、内ではかつてない程の公民権運動の高まりを見、外ではヴェトナム戦争にまみれ、社会主義諸国からイデオロギー攻勢を仕掛られ、アメリカの自由主義的改革の伝統が大きく傷つき、広汎な挫折感を覚えた激動期に出会つた。従つて六〇年代の研究者が、この期を自由主義的進歩ではなく、保守の勝利と捉えたのも理由なしとしない。それを代表したのはG・コルコ「保守主義の勝利」(一九六三年)⁽⁷⁾である。彼はかつてのチェムバレンやジョセフソンの見解を踏襲して、二〇世紀初頭の経済政策は革新的でも自由主義的でもなく、むしろ保守的であつたと論じる。その謂は、この期の諸政策は不確実な市場変動から大企業利益が守られるよう推進されたからだという。

コルコには疑いもなくマルクス主義的傾向がみられるが、この見解は以下の著作に弘く継承されることになる。S・ユイーン「意識に目覚めた大実業家たち」(一九七六年)は、大量消費市場の形成は主として広告その他の

策略を通じた大企業の戦略による、としてコルコの説を補完した。⁽⁸⁾ 両者の延長線の極限に位置するのは恐らくD・F・ノーブル「仕組まれたアメリカ」(一九七七年)であろう。彼は大量消費市場は、商品の「標準化と規格化」によつて大企業利益奉仕的に作出されたと考える。

例えばそれは「オフィス・オブ・ウエイツ・アンド・メジャーズ度 量 衡 局」に代るビュロー・オブ・スタンダード規 格 局 の創設」に象徴的に表われ、「同局はその方向にむけての事実上の第一歩」を印した。⁽⁹⁾ このよう

にコルコからノーブルに至る所謂コーポリット学説——国家が大企業に積極的に奉仕する活動を行なう——は、三著それぞれの書名と副題に最も良く表現されている。

このような見解は、より穏健なネオ・マルクシストと呼ぶべき一群の研究者たちによつて幾らかの補正を受けながらも、現在まで一つの有力な解釈としてあり続けている。彼らは国家と大企業との関係を、前記「コーポリット」と呼ぶよりも「コーポリット・リベラリズム」として捉えている。即ち二〇世紀初頭の経済諸政策は、私企業が国家への依存、もしくはそれとの提携の度合いを最小限度に抑えて企業努力をなし、市場運用を行なった、と。ここでは大企業と国家のもたれあひは否定されないものの、公的政策の役割りは国家の積極的介入

よりも、大企業の自主努力の前面に立ちはだかる諸障害を排し、道を平坦化させることであつた、とされている。この見解を恐らく最初に提示した者の一人にJ・ワインスタイン「自由国家におけるコーポリット理想像」(一九六八年)があり、それを継承したのは多分我が国で最も広く読まれたM・スクラー「アメリカ資本主義のコーポリットの再建」(一九八八年)であろう。⁽¹⁰⁾ 両者は濃淡の差はあつても、国家と大企業との関係に注目し、それが一九世紀レッセ・フェールの関係とは異なると指摘して新しい次元を拓いた。オガニゼイショナル・セオリー国家組織論と呼ばれるものがそれである。

この派のアプローチは企業、行政、官僚制など公私両域における管理的統制主義マネジエリアルリズムの存在と、それらの相互依存関係を強調するものである。その代表作の一つとして前出R・H・ウィービ「体制を求めて」(一九六七年)を見落すことは出来ない。本書はホフスタッター「改革の時代」とは見事なまでの対称をなしているだけでも一読の価値がある。即ち後者が革新主義運動を組織体に対する未組織者の告発運動と捉えるに對し、前者は公的政策の主たる推進力を未組織者、或いは組織解体論者——たとえば反トラスト政策——の諸結果に對抗して「組織

「化」⁽¹¹⁾ 拡大の努力が払われたことを強調しているからである。

因みに二〇世紀初頭の最も重要な出来事は、巨大な近代的諸組織の出現、換言すればアメリカ的生活の官僚統制化であったとする彼らニュー・レフトに対して、L・ガランボス、J・ハイアムによってそれぞれ与えられた名称は次の如くである——「組織史」、「官僚主導型」⁽¹²⁾。それらは一九二〇年代を「提携国家」の登場、「共同主義」の台頭として捉えている。⁽¹³⁾

研究史を辿ってきたが、ここで時計の針を逆進させて五〇年代の諸研究の他の一翼に着目したい。バランスのとれた歴史叙述で知られ、後に「ビジネス修正派」と呼ばれたA・ネヴィンズが、少数ではあるが闊達に意見を述べる研究グループを率いたのは五〇年代のことであった。このグループは今日からみれば、前述の革新主義史家とニュー・レフト史家との乖離を埋め、その間のバランスを回復する役目を荷ったに等しいようにみえる。この派の解釈に従えば、大企業は確かに悪を働いた、しかし乍ら彼らの社会への貢献は、その悪業、篡奪的戦略を上まわるものがある、と。彼らが描いたのは、大企業かばいと見做される福祉資本主義の理想像であった。この

試みは一例を除いて大企業擁護にさほど成功しているようにはみえないが、F・E・ヒルとの共同研究になるフォード自動車会社の詳細な研究において、彼は同社の短期間の黄金時代は、同社に代表される大企業の「社会的良心をよく表わした」時代であったと主張したのである。⁽¹⁴⁾

ネヴィンズが指摘したこの福祉資本主義の概念は、目新しいものではなく、むしろ或る視点に立てば時代錯誤的にさえみえよう。然しながらこのビジネス修正派は、革新主義史観、ニュー・レフト史観の中間に埋没しきつてはいない。福祉資本主義はアメリカ的価値体系の「継存性」と「多元主義」——アメリカ人が容易には捨てさりえないこの側面に密着する想念を代表した一例であるからである。

勿論その故に福祉資本主義論が全ての学派の主基盤たりうるとするのは正しくない。様々な評価が与えられようが、それはニュー・レフトが管理システムを強調しながら、実は余り取りあげなかった「労働」管理システムの分野では大きく貢献した。しかしそれはアメリカ像の一側面においてでしかない、そのことはニュー・レフトの近代産業関係の近代化・組織論の場合にも当てはまる。

ハイアムの次の行文は、この点に関する認識の正しさにおいて想起されてよい。「長期的に見れば、一八九八—一九一八年の時代特長は、民主的アイデアルの卓越した期でもなく、また官僚的諸技術優越の時代でもない。むしろこれら両者が豊かに融合していた時代⁽¹⁵⁾」である。福祉資本主義は果してハイアムの言うようなアメリカ的民主主義の理想と、近代的官僚制・産業テクノロジーとの融和がありうるか否かの重要なリトマス試験紙にはなりうるし、またそのような融和が可能であるならば、その組合せの態様は如何であるかを問いかけていると解すべきであろう。

注

- (1) U. S. Bureau of Labor Statistics, *Welfare Work for Employees in Industrial Establishments in the United States*, Bulletin no.250 (1919), p.8.
 それとは異なつた定義は次にみられる。
 Irving Bernstein, *The Lean Yards: A History of the American Worker, 1920-1933* (1960), p.181. See also Brandes, *op. cit.*, pp.10, 152.
 (2) Henry Winthrop Ballantine, "Martial Law During Strikes, With Special Reference to Its Regulation and Restraint," report to the U. S. Commission on Industrial

- Relations Records, file 468; *Congressional Record*, 66 Cong., 2d sess, 1920, 44 pt. I, p.131; Brandes, *op. cit.*, pp.2-3.
 (3) John Chamberlain, *Farewell to Reform: Being a History of the Rise, Life, and Decay of the Progressive Mind in America* (1932); Matthew Josephson, *The President Makers: The Culture of Politics and Leadership in an Age of Enlightenment, 1896-1919* (1940, 1964).
 (4) もともとニューデールの経済政策、とりわけ反トラスト姿勢が一貫性を保ち続けたとは必ずしも言えない。拙稿「ニューデール後期の反トラスト政策—司法次官補・反トラスト部長サーマン・アーンノルドを中心に」史学第六四卷第二号(一九九五年三月)。次の書の副題は極めて示唆的である。
 Ellis W. Hawley, *The New Deal and the Problem of Monopoly: A Study of Economic Ambivalence* (1966), pp.386-409.
 (5) Eric Goldman, *Rendezvous with Destiny: A History of Modern American Reform* (1952); Arthur Link, *Woodrow Wilson and the Progressive Era, 1910-1917* (1954); George Mowry, *The Era of Theodore Roosevelt, 1900-1912* (1958).
 (6) Hofstadter, *op. cit.*
 (7) Gabriel Kolko, *The Triumph of Conservatism: A Reinterpretation of American History, 1900-1916* (1963).
 (8) Stuart Ewen, *Captains of Consciousness: Advertising*

and the Social Roots of the Consumer Culture (1976).

- (9) David F. Noble, *America by Design: Science, Technology, and the Rise of Corporate Capitalism* (1977), p.75.
- (10) James Weinstein, *The Corporate Ideal in the Liberal State, 1900-1918* (1968); Martin Sklar, *The Corporate Reconstruction of American Capitalism, 1890-1916: The Market, Law, and Politics* (1988). See also Jeffrey Lustig, *Corporate Liberalism* (1982).
- (11) Wiebe, *op. cit.*, pp.xiii-xiv; Hofstadter, *op. cit.*, p.214.
- (12) Louis Galambos, "The Emerging Organizational Synthesis in Modern American History," 44 *Business History Review* (1970), 279-290; John Higham, "Hanging Together: Divergent Unities in American History," 61 *Journal of American History* (June 1974), 24.
- (13) Ellis W. Hawley, "Herbert Hoover, the Commerce Secretariat, and the Vision of an 'Associate State,' 1921-1928," 61 *Journal of American History* (1974), 116-140; James Gilbert, *Designing the Industrial State: The Intellectual Pursuit of Collectivism in America, 1880-1940* (1972); Brandes, *op. cit.*, pp.8, 151.
- (14) Allan Nevins and Frank E. Hill, *Ford: Expansion and Challenge, 1914-1933* (1957), pp.345, 354. フォード社のベシネス修正派を次の論文で批評している。Gabriel Kolko, "The Premises of Business Revisionism," 38 *Business History Review* (Autumn 1959), 330-344.
- (15) Higham, *op. cit.*

(四) 福祉資本主義の実体

世紀転換期以降、福祉資本主義のアイデアとその実施はどのような企業、実業家にとっても避けて通れぬものとなった。しかしその限界もしくは偽瞞性も生得的であった。何故ならそれはアメリカニズムが内包する二つの対立的な基本的概念に由来するからである。合衆国憲法が固く保障した権利の一つ「財産権の尊重」もしくは「経済的自由」の十分な追求は、企業の飽くなき経済活動を思うままに許し、その結果としての独占・トラストを生んでも差支えなかった。一方、同じく憲法を基盤にした「人格的自由」の保障は、たとえば「自然人」労働者の基本的人権と企業「法人」の双方に及ぶと解される際、資本・労働のいずれにも適用可能であって、両者はそれぞれ多面性に富んだアメリカニズムの自利的側面を強調しえた。このように理論的にも労使間の衝突は不可避的であった。しかもその衝突は単に経済的領域に留まらず、合衆国の国体そのものを問う国家的問題たりえたし、事実それは例えばプルマン・ストライキにおけるクリーヴランド大統領とイリノイ州知事オルトゲルトの論

争に端的に視認された⁽¹⁾。

労使の共存共栄は、このような潜在的、顕在的危険性を克服して、ありうるのか。確かに「福祉」なる言葉には魅力がある。しかし当然ながらそれは企業から見て本来、消極的・防衛的戦略の一つに過ぎない。福祉資本主義が登場せざるをえない背景は、前述した大企業の出現、大量生産・大量消費を生んだテクノロジーの発展、未熟練労働者とその母体である移民の大流入、それがもたらした熟練⇨未熟練労働者間の、つまり労働界内部の分裂と闘争、そして労使間の対立——すべてが大規模で過激なストライキ発生につながっていた。それら焦眉の急に對して、直接的な処方が必要であった。

特に第一次大戦以後は、主として労働組合に対する防衛策としての色彩を濃くする。企業は行政による上からの反トラスト政策⇨トラスト潰しにもまして労働組合は最大の敵であった。ビジネス覇権にとつての共通の脅威はユニオニズムであった。従つて福祉資本主義における反組合的傾向は明々白々であり、その指標は福祉の拡大と組合活動縮小の並行現象にみられる。

さらに福祉主義には、直接の対象たる労働者に向けられる以上に、第三者である大衆にも善なるもの、正当な

るものとして評価されることによつて、このクラスを自陣営にひきつける狙いがあった。またこの主義の本音が、主として熟練労働者対策にあつたのは自明である。それはAFL会長S・ゴムパースの見抜くところでもあつた。次の一例はそのことを活写している。プリマス船索具会社の一役員はこの主義の対象と、その対象からどう認識されているかについて次のように明言している、「福祉的労働にとつての最大の問題は、プロの労働指導者がそれに反對していることである。彼らはそれを憎んでさえもいる」、そして彼はゴムパースの議会証言をその証拠としてあげている。ゴムパース曰く、「正しくはそれはWelfare WorkではなくHellfare Workである」と。このように語呂合せされてまでの強い反感は、逆にビジネス側が福祉型労働をストライキ阻止の有効的手段と判断していたことを示している⁽²⁾。

企業の態様が激変したことに劣らず、労働界の変化も一九世紀とは全く異なる様相を呈していた。物質文明全体、合衆国全体が従来の価値観を残存させながらも、それとは違つた方向をとりつつあつた。住宅、衛生、離婚、犯罪、禁酒運動、地方政治、労働問題——これらの新しい環境は相互脈絡的な産物であり、合衆国はこれに對す

る「再適応」⁽³⁾を求められているとの認識は企業側にもあった。従って福祉型労働は単なる対労働組合戦略以上のものであった。企業側は福祉型労働を促進させる組織を先ずニューヨークにおいてスタートさせ、ついで各地に設立された同様組織との間のネットワーク編成も試みられた。この組織に、ユニオニズムと企業とを架橋させる役割りを演じさせたのである。⁽⁴⁾

このような労使間宥和的すなわち福祉型労働計画に向けての企業側努力の他に、ビジネス・サークルの外からもこの方向を支持する勢力がこの大義を盛りたてた。そのサークルの努力の一つを諸大学におけるカリキュラム編成にみる事が出来る。

大企業が福祉主義を採用し始めて程なく、アメリカの諸大学は福祉実践の分野で学生の訓練を始めた。一九〇六年シカゴ大学社会科学大学院に、新しい社会科学専攻の一つのコースが開設された。七つの中西部諸大学も加わったこのコースには、人類愛的で社会福祉型の講座が開かれたが、その中には産業的福祉に関するものが含まれていた。同年アメリカ経済学協会の創立者の一人であるグラハム・テイラー教授は、シカゴ西地区のセツルメント「シカゴ・コモンズ」と結んで産業福祉労働者を指

導するクラスを開いた。二年後、イエール大学は「産業奉仕労働」に関する一クラスを設け、一九一六年までに類似のコースで一五〇余の人間管理^{エンジニアリング}のクラスを持つに至った。ここでは英語(読み書きの出来ない労働者)移民の存在を想定して)、応急手当(劣悪な労働環境の存在を前提に)のカリキュラムが生まれ、或いは外国生れの労働者向けの公民教育を教える科目を有していた。⁽⁵⁾

州及び連邦政府は、福祉施策についての知識拡大に支援を与えた。労働統計局はそれまでにおよそ一九〇〇件の調査を行なっていたが、それに加えて一九一三、一九一四及び一九二六の各年に、企業側の福祉計画実施状況につき調査を行なった。福祉計画の他の側面については、これまた他の連邦機関がこれに当った。政府官僚も徐々にではあるが、企業、労働双方に直接的支援の手をさしのべ始めたのである。⁽⁶⁾

このことを行政府の長、諸大統領を通じて瞥見する。とりあげる大統領をさし当り本稿の考察対象期であるT・ローズヴェルト、タフト、ウイルソンに限定する。T・ローズヴェルトは、この主義の最も活発な唱導者であった。一九〇六年パナマ運河建設が始まった時、監察の眼が及びにくいジャングルでの劣悪な労働条件改善に

関し命令を發した事、それよりも多分もつと重要なのは、有名な独占的企業マコーミック・インターナショナル・ハーヴェスト社との間の経緯である。同社が福祉計画を実施した理由の一つは、ローズヴェルト大統領の指針に同社が忠実に従っているとの“good trust”を得たいと望んだからであり、事実これによって大統領は同社への訴追を止め、以後その政権期中マコーミック社は全く告発を受けることがなかったという事実がある。⁽⁷⁾

タフトはローズヴェルト政権の閣僚時代から福祉政策に関心を示したが、特に政府職員の労働条件改善を最優先事としてこれを行なった。先発のナショナル・シグニフィック・フェデレーション全国市民連盟と協同して、全国的な「政府職員福祉労働委員会」を設立し、自身はその委員長に就任した。同委員会との友好関係は彼が大統領になって以後も維持され、さらに他の政府機関従事の職員にもその対象を⁽⁸⁾広げた。

ウイルソン政権はその初期、福祉資本主義には極めて冷淡であったが、任期中相ついで生じた諸事件がこの方向への関心を持たざるをえないよう強いた。一九一四年の連邦通商委員会設立は、彼のトラスト規制政策の一環をなすもので、その意味において彼が福祉資本主義に

向けての第一歩を踏み出したものとして評価されようが、言うまでもなく、その最大の誘引源は第一次世界大戦であった。労働者の福祉に留意し労働争議を低減させ、かくて生産効率を上げる可能性を考えると、この福祉主義が戦争遂行能力に好影響を与えうるであろうことは誰の眼にも明らかであった。同政権の認識は次のような前提に立っていた。即ち第一次大戦におけるアメリカの主たる役割りは、軍需物資の供給者であること、そしてアメリカ産業はその役割りを演ずるには未だ十全的とはいえない状況にあること。物資の調達と輸送には、各界の広汎な協同が必要であった。それ故、連邦政府には「経済の全的組織者」としての新しく重要な役割りが求められたのである。福祉型労働政策はまさにこのような目的を達成するための政策の一環であった。

合衆国はこのような認識を可成り早くから、即ち参戦以前から有していたと思われる。それは戦争遂行の最も重要な機関の一つ国カウンスル・オブ・ナショナル・デフェンス防評議会の活動によく看取される。連邦議会が同評議會を創設したのは周知のよう⁽⁹⁾に一九一六年のことであったが、これには直ちに六人の主要閣僚が参加した。福祉型労働促進のため同評議會内に設けられた顧問委員会アドヴァイザリ・コミッションは、生産性を高め、労働

争議を低減させるべく労働委員会を創設し、同委はさらに福祉委員会コミンティ・オン・ウエルフェアを置くという入念ぶりを示した。政府はこれらの全機関を動員して労働人口の健康と効率を計り、もつて産業界から最良の結果を得ようと努めたのである。⁽⁹⁾

国防評議会内に設けられた前述福祉委員会のメンバーは殆んどが各業界の指導的経営者たちであった。彼らは更に三つの小委員会を創ったが、その第一委員会は工業都市全体、各工場、労働者の住宅に関する衛生状態を、他の二つはそれぞれ労働者のレクリエーション、厚生問題を担当し、YMCAにも参画と協力を求めた。戦争が続行されるに伴ない、労働省も一九一八年労働条件向上業務部ワーキング・コンディショニング・サービスを発足させた。右に略述したように多分、第一次大戦、大量移民の流入、労働市場安寧化の必要と、生産性向上の要求などの要素が相互脈絡的に福祉資本主義の台頭を促した。

ここで看過してならないのは、この第一次大戦が福祉資本主義に及ぼした間接的ではあるが、極めて重要な、且つ究極的ともいえる程の影響力の存在である。即ち戦中におこったロシア革命がそれである。それまでもアメリカ資本階級は長い間、厳しい労働争議に直面してき

たが、今やボルシェヴィキの恐怖は従来以上にアメリカの労使関係に深刻な影響をもたらすであろうと懸念された。そして現実にロシアで一九一七年革命が生じた以上、この種の怖れは正夢となるに相違ない。しかも若しこの時点で交戦状態が止み、ブームにある戦争景気が平和時の経済体制に回帰したとすれば、その破壊力は予想もできないであろう——少なくともアメリカ版ロシア革命勃発の可能性を完全否定できなかったのである。

このような惧れは、単に労使問題の領域に留まらず、アメリカにおいては何時ものように国体、すなわちアメリカ民主主義との係わりで表明された。「民主主義か、それとも大惨禍か」(一九一九年)論文の一節は、少なくともアメリカ人心の一部を代弁している。曰く「我々の将来がどうなるか率直に見つめる必要がある……その未来は免れることの出来ない一種の不可避性を孕んでいる……今日でさえ選択の幅は限られている。即ち我々の選択肢は民主主義か戦争かである」。ここには危機感が漂っているが、それは産業界も同様であった。そしてこの危機感がむしろ福祉資本主義支持の大きな柱となった。プリマス船索具会社が進んで福祉型労働制を採用したのは、「労働が民主主義を求めて雄叫びをあげる時、資本

は彼らと手を組むか、それとも革命と対決するしかない」と判断したからであつた。⁽¹⁰⁾

以上が後日、一九二〇年代のビジネス文化を指して「新時代の出現」と形容させた背景である。当時の指導者たちは、道徳的覚醒、生産性の向上、労使間の協調、労働条件の改善を唱え、古い産業主義を修正もしくは改善するよう強いられた。フーヴァーを主唱者とする「新産業主義」は、人道主義的・合理主義的企業こそが社会発展のメイン・エンジンになるとしたが、それは方法論とゴールとにおいてまさに福祉資本主義の目指すものであり、且つそのコンセプトが殆んどユートピア的段階にまで達していたことの証しである。⁽¹¹⁾

この種の桃源郷的計画の常として、福祉資本主義は一九二一年の短期不況期を除いて、一九二〇年代半ばまでは成育を続け最盛期を謳歌したものの、それは一部に次のような情景と数字を残し、やがて減光していく。労働者は衛生的な社員住宅に住み、会社の嘱託医の診察を受け、子女は会社経営の学校に通学し、社有グラウンドで球技を楽しみ、会社株式を保有し、労働組合に代表を送った。一九二六年の労働統計局及び国勢調査局は、詳細な項目別の数字をあげているが、大まかに統計は次のよう

な状況を示している。同年、合衆国の最大規模一五〇〇社を調査した結果、その八〇%が少なくとも何がしかの福祉主義を採用しており、およそ五〇%はより包括的な計画を持っていた。最小限に見積っても、四〇〇万人以上の労働者が福祉的慣行を実施している企業に従事し、⁽¹²⁾一九〇社は一四〇〇万ドル以上をその費用に充てている。しかし福祉計画の全盛期は短命に終わった。

注

- (1) 前掲拙稿参照。See also Stanley Buder, *Pullman: An Experiment in Industrial Order and Community Planning, 1880-1930* (1967), pp.32, 42. Brandes, *op. cit.*, pp.16-19.
- (2) Donald Wilhelm, "Big Business Man as a Social Worker: I. Elbert H. Gary," *107 Outlook* (22 Aug. 1914), 1006; William Menkel, "Welfare Work on American Railroads," *38 Review of Reviews* (Oct. 1908), 463. 傍点引用者
- (3) Brandes, *op. cit.*, pp.20-21.
- (4) Marguerite Green, *The National Civic Federation and the American Labor Movement* (1956), pp.267-269, 275-276; National Civic Federation, *Conference on Welfare Work, 1904* (1904), p.1.
- (5) Joseph W. Roe, "How the College Can Train Mana-

gers," 51 *Engineering Magazine*, no.4 (July 1916), 541.

- (6) Elizabeth L. Otey, *Employers' Welfare Work*, U. S. Bureau of Labor Statistics, Bulletin no.123 (1913); U. S. Bureau of Labor Statistics, *Welfare Work for Employees in Industrial Establishments in the United States*, Bulletin no.250 (1919).
- (7) Robert Ozanne, *A Century of Labor Movement Relations at McCormic and Industrial Harvest* (1967), pp.80-81.
- (8) Annie E. S. Beard, "Welfare Work for Government Employees," 13 *World To-Day* (Dec.1907), 1273; National Civic Federation, *Proceedings, Twelfth Annual Meeting, 1912* (1913), pp.285, 349-384.
- (9) Gerald D. Nash, "Franklin Roosevelt and Labor: The World War I Origins of Early New Deal Policy," 1 *Labor History* (Winter 1960), 41.
- (10) William Thomas Laprade, "Democracy or Disaster," 18 *South Atlantic Quarterly* (Oct. 1919), 299.
- (11) Hawley, "Herbert Hoover," 118. See also Richard B. Morris (ed.), *Encyclopedia of American History* (1965), p.554.
- (12) U. S. Bureau of Labor Statistics, *Health and Recreation Activities in Industrial Establishments, 1926*, Bulletin no.458 (1928), p.86; U. S. Bureau of the Census, *Historical Statistics of the United States: Colonial Times to 1957* (1960), p.91.

(五) おわりに

福祉資本主義の全盛期が比較的短かったにしても、また企業側の本音がいずれにあったとしても、福祉資本家の唱えた労働者の賃銀、労働時間、住宅問題、労働条件の改善等は、革新主義者の求めた「穏健な変化」と合致した側面が確かにあった。またこの種の資本家が革新主義運動に足跡を印した事例をあげるのは左程困難な作業ではない。マタイ伝七の一二に因んで「黄金律」ジョーンズと呼ばれた掘さく会社経営のサミュエル・ジョーンズは大金を稼ぎ企業家として成功したが、その一方トレード市の革新市長としても名声を得た。ジョージ・パーキンスも一九二二年プログレッシヴ党の有力指導者として活躍した。一方、幾人かの革新主義者はビジネスの世界における効率性の原理を政府機構にも導入し、行政改革に資そうとした。福祉資本主義と革新主義は、このように全く相容れないものではなかったのである。然しながら福祉資本主義の主たる狙いの幾つかは、ビジネス・独占批判派が要求した、より過激な変化から自らを守るためのものであったことは否めない。例えば突

出した一握りの例外を除いて、福祉資本家たちは一様に労働組合主義に反対であった。他方、全ての革新主義者がユニオニズムを好感した訳ではなかったが、彼らの殆んど全てはビジネスの横暴を矯めるプログラムを支持した。ビジネスの特権を弱める動きが労働者からであろうと、革新主義者の圧力からのものであろうと、そこに両者が提携する契機は存在しえた。他方、福祉資本家たちは他のクラスの人々と同じく、自らの権益を守りたいと思つたし、リベラル派の権力再配分の企てに抵抗した。福祉資本主義はこれに対決するか、或いはこれを懐柔するか、いずれにしる革新主義的環境の影響を受けたのは疑問の余地がない。

福祉資本主義が対応しなければならない他の二つの「権力」があつた。その一つ労働に対しては前記のような諸条件の改善が試みられたし、そのことにより彼らの陣営の牙は以前の鋭さを失なつた。まさに「産業的福祉運動はアメリカ労働組合から精気を抜きとつた」のである。⁽¹⁾ 政府はクレイトン法（一九一四年一〇月一五日）、全国労働関係法（ワグナー法、一九三五年七月五日）、さらに一八八七年に設立されたものの一八九八年までに、すっかり羽をながれた州際通商委員会に代つて連邦取引

委員会を設置し、反独占的姿勢を強めた。福祉資本主義はこれに加えて、司法省反トラスト部の活発な動きという両輪の政府機関の攻撃にも対応できる策を準備せねばならなかつた。⁽²⁾

福祉資本主義はさらに、親労働的、親ニューディールの判決を下していく連邦最高裁（この組織は他の連邦下級裁や州裁の有する機能とは別に、「政治的役割り」を持ち、「法制定」⁽³⁾さえしかなかつた）にも対処しなければならなかつた。⁽³⁾ 下方からの攻撃勢力に労働を懐柔し、経済界外の勢力に革新主義者や大学人とは協調的に、上からの政府諸機関の圧力には時としては応戦し、また時としては協調しうる独自アメリカ的なコーポリット・リベラリズムの道を辿ること——アメリカ的統合の見事な一例をみせた。

福祉資本主義は、その他のアメリカ的生活の多くが破壊された一九三〇年代の不況期を乗り切りえなかつた。ニューディールの三〇年代には、その残滓さえ数える程にしか過ぎない。しかもその残存した福祉資本主義でさえも、二〇年代のようなファッションでは機能してない。確かに福祉資本主義の絶頂期は短かつた。しかしそれはアメリカの国家、国民生活の上で重大な、さらに

いふなれば危機的な時期に判然とその足跡を印し、その存在を主張したのである。

注

(1) Arraham Epstein, "Industrial Welfare Movement Sapping American Trade Unions," *Current History Magazine*, New York Times 24, no.4 (July 1926), 516.

(2) 前掲拙稿参照。

(3) Arthur S. Miller, *Toward Increased Judicial Activism. The Political Role of the Supreme Court* (1982). See also Edward A. Purcell, Jr., *Litigation and Inequality. Federal Diversity Jurisdiction in Industrial America, 1870-1958* (1992); Bernard Schwartz, *The New Right and the Constitution. Turning Back the Legal Clock* (1990); James A. Dorn and Henry G. Manne (eds.), *Economic Liberties and the Judiciary* (1988); Keller, *op. cit.*